

連番	規程種別	費目	確認日	確認事項	処理種別	金額の増減	備考
11	条例		10月31日	書類保存用コピーは公開用PDFデータを保存することで対応する			
14	施行規則		10月31日	領収証等原本の議員への返却			
15	施行規則		10月31日	受理審査後にPDF化作業			
16	運用基準	調査研究費	10月31日	京丹後市旅費条例に準じて算定した結果、請求書等の記載金額と比較し、実績額は算定金額の範囲内であると認められる	説明確認	0 円 ※1	議員に走行キロ数を 確認、補記
20	運用基準	調査研究費	10月31日	燃料費領収証に走行キロ数の記載がなされていない	資料追加	0 円	
22	運用基準	調査研究費	10月31日	高速道路通行料、ガソリン代の経費算入額を同行議員との人数割りにしていることについて、明確な説明が必要。なお、人数割りにすることによる円未満の端数については、実績報告では切り上げた数字で算入されているものの、実績数値としての性格上、満たしていない数値を算入することについては問題があるため、切京丹後市旅費条例に準じて算定した結果、領収証の記載金額と比較し、実績額は算定金額の範囲内であると認められる	資料追加	△ 1 円	別途、取扱説明文書の添付を求めた
34	運用基準	研修費	10月31日	京丹後市旅費条例に準じて算定した結果、領収証の記載金額と比較し、実績額は算定金額の範囲内であると認められる	説明確認	0 円 ※2	
36	運用基準	研修費	10月31日	研修受講決定通知に研修費のうち食費にかかる部分として4,000円の記載があり、この部分を除く額が経費として認められる額にあると判断する	対象一部除外	△ 4,000 円	

(※1) 旅費の経費について(旅行期日 平成29年8月2日から4日)
旅費条例第7条では、旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算するとされ、当該旅行区間に通常の経路及び方法が1つしかない場合はその経路、2つ以上ある場合はそのうち最も安い経路により計算するとされている。ただし、経路は宿泊料などを含めた旅費総額を考慮するとなっている。

上記を踏まえて実績行程を見ると、8月2日の行程は鉄道を乗り継ぐ、航空機からバスを乗り継ぐ等複数の経路が考えられるものの、京丹後市から宿泊を伴わず視察開始時刻の午後3時に三沢市の視察先に到達する手段は、航空機を用いるしか方法がなく、また、通常考えられる伊丹空港から三沢空港への経路については、手配時に航空機の座席が確保できなかったということ、代替である花巻空港から入る経路となったことを確認している。なお、全行程を通じて公共交通機関を利用している部分については、実績額は算定の範囲内であり、実績どおりの額の算入が可であると判断する。

(※2) 旅費の経費について(旅行期日 平成29年8月8日から10日)
算定額 京丹後大宮→唐崎 4,610円 唐崎→京丹後大宮 4,610円
合計9,220円

実績額 7,920円 ≤ 算定額 9,220円

訂正合計	5 箇所	△ 4,001 円
	訂正項目別内訳	
【調査研究費】	3 箇所	△ 1 円
【研修費】	2 箇所	△ 4,000 円
【広報費】	0 箇所	0 円
【広聴費】	0 箇所	0 円
【要請・陳情費】	0 箇所	0 円